

〔翻訳〕

独立革命期におけるアメリカ的法人の革命的諸起源（下）

ポーリン・マイアー*

高嶋 正晴**訳

〔承前〕

当該期を通じて、法人反対派は、実業法人について、法人化された諸都市と同様に、多数を犠牲に少数の者に特権を与えたという理由で、貴族制的でそれゆえ反共和主義的なものと特徴づけた。法人批判者たちは、諸州の権利規定 state bills of rights にあった次のような諸条項を引きあいに出した。それは、政府が「人々、国民、あるいはコミュニティの共通の恩恵、保護、安全」のために設けられたという条項であり、また1776年のヴァージニア州権利規定に述べられた、「排他的な、あるいはコミュニティから乖離した報酬、手当、特典を得る資格を有する人間や集団は存在しない。ただし、公共サービスという点から考慮した場合この限りではない。その際そうした特権は、継承されるものでもなければ、行政官、議員ないし判事といった公職にある者たちによって相続されるべきものでもない」という条項であった。そのような諸条項は一般的には、法人化に対して与えられる法的諸特権と相続規定とを結びつけて考えており、それは1776年に法的に断固として

拒否されてきていた⁴⁴⁾。彼ら批判者たちはまた、法人を利用することが公的利益に資すると思われる場合のみに限って国王が排他的特権を法人に対して与えることができる、と主張したイギリスにおける反独占の伝統——少なくともエリザベス一世の治世にさかのぼる——をも利用した。そうした反独占の要求は、ダーシー対アレクサンダー裁判（1602年）といった諸訴訟〔判例〕や独占法 Statute of Monopolies（1624年）とともに、イギリス法の確固たる部分となっていた。イギリスの脈絡においては、排他的特権の享受者は「貴族的」であるとして非難されることはなかった。そのような非難はアメリカ的なものであって、そこに顕れていたのは、イギリスの反独占の伝統とアメリカ独自の共和主義との融合であった⁴⁵⁾。

法人が貴族制的な制度であるという反対論にとりわけ長く直面したのは、その特権が尋常ではなく、またその公的サービスがあやしげなものであった時であった。たとえば、ペンシルヴァニア州議会が北アメリカ銀行を法人化して、それを「恒久的」に拡張した1782年の簡潔な公文書は、議会が法人認許状の修正権限を

* マサチューセッツ工科大学教授

** 立命館大学非常勤講師

確保することを阻んだだけでなく、かのような自己永続的法人の限られた構成員に対して1000万ドルまでの不動産および動産を保有することを許し、また独立戦争終結にいたるまで同銀行が銀行業において独占を行使することを許した。同銀行が発行した株式はごく限られた量であったため、その実質的配当は一握りの裕福な男たちをよりいっそう裕福にせしめた。反対者たちは、それが「ほかでもない強欲の原則」に基づいており、「いかなる者に対しても固有の特権を授与することを認めていない」とした同州の共和主義的憲法とは相容れないものであると非難した⁴⁶⁾。

同様の反対は、有用工業設置協会（SUM: Society for Useful Manufacture）に対しても叫ばれた。SUMは、ニュージャージー州パターソンに巨大繊維工場を建設することを計画していた。1791年に、SUMは、州からの設立認許状を受け取ったが、それは恒久的な存続を認め、議会が認許状を修正ないし無効化する権限を保有しないという条項を含み、同法人に対して4000万ドルの資産保有を許し、その従業員に対して課税や侵略時以外の兵役義務などを免除した。それはまた、SUMに対して、公営宝くじを通じて資金を調達することを許した。そして、水路を開放してきれいにし、物品や原料を輸送するための運河を私有の土地や資材を利用して構築し、他の者たちによるこれら施設の利用に対して使用料を課すことをも許可した。批判派にとってほとんど余分な刺激であったのは、SUMの設立認許状 財務長官であったアレクサンダー・ハミルトン Alexander Hamiltonからの支援で守られていた が将来的にパターソンの町を法人化することを考慮に入れていたということであった⁴⁷⁾。

SUMに対して起きた抗議の大半は、労働者、原材料資源、市場をめぐる競争を怖れていた人々からのものであった。「直ちに関心を寄せた……製造業者たちが」警戒した「だけでなく」、「平等な自由の支持者たちもまた」そうした「排他的諸特権をもった法人」のなかに、彼ら皆の「座右の銘であった共和主義の原則」

とりわけ、「自由政府の市民は、社会から得られた諸利益を平等に分かち合い、かつ社会が課す負担を平等に担うべきである」という原則 が「踏みにじられている」と見て取った。そのような法人化はまた、すでに裕福である人々に利するものであって、ペンシルヴァニア州のジョージ・ローガン George Logan が述べたように、彼らを「階級へと」まとめあげ、「名誉および政治的優遇」をともなった自然的かつ「不可避免的な、運命の不平等」を人為的に強化するものであった⁴⁸⁾。

同様の異論は、銀行の設立認許状に対しても適用された。それは、ウィリアム・フィンドレイ William Findleyが1786年のペンシルヴァニアでの論議において観察したように、「他ならぬ裕福な男たちこそが銀行家になるだけの金銭的余裕を持つ」という理由からであった。さらに、いくつかの銀行は、「もっとも莫大な独占を形成する」優遇を受けていた。マサチューセッツ銀行は、法務長官であったジェームズ・サリヴァン James Sullivanが『富者への道 *The Path to Riches*』（1792年）において説明したように、その資産価値を超過して公債と紙幣を発行することができた。その結果、同銀行はその資産で、法によって規定された限界であった6%を超えた高率の利益を得た。しかし、銀行の設立認許状に対する非難では、SUMへの反対キャンペーンと同様に、かなり幅広い妥当性

をもった原理が申し立てられた。「法が一人の人間ないし集団に対して、資産を取得するための排他的な権利を与えるとき、あるいは彼ないし彼らの才能を伸ばすために、誰に対しても与えられている以上により大きく、より優遇的な機会を与えるとき、これらのときにはいつでも、そこにはまさに不満の種が存在する」、とサリヴァンは明言した⁴⁹⁾。本質的に、同様の主張は、「金銭上の利潤を目当てとするあらゆる法人化の行為は、……大多数の人々が行使し得ない特権を……もたらす」と1827年に観察したあるニューヨーク州民によって、また19世紀マサチューセッツ州において法人に対する容赦のない批判者であったロバート・ラントウル二世 Robert Rantoul, Jr. によって、また1813年にペンシルヴァニア州知事サイモン・スナイダー Simon Snyder によって、また1847年に前出のシュンクによって、そして、実にここかしこの反チャーター派の代弁者たちによって繰り返された。アンドルー・ジャクソン Andrew Jackson 大統領の1832年の銀行拒否通告書は、公衆を犠牲に授与された独占および排他的諸特権に対して彼ら公衆が「適正に相当するもの」を受け取ること、そしてアメリカ政府が「あらゆる階級の人たちに、また貧富の別なくその恩恵を施す」ことを主張しつつも、単純には、1780年代以来のアメリカの反チャーター・ドクトリンの本質的部分をなしてきた諸原則を再度述べたものであった⁵⁰⁾。

法人批判者たちはまた、都市自治法人の創出についてと同様に、実業法人の創出についても批判を加えた。その理由は、それが本来的な主権を〔特定の〕諸個人に対して授与することを含意しており、そのことによって人民の権力権限を減じたというものであった。法人化によっ

て与えられた〔法人の〕自己統治権限は、法人をそうした反対に直面させることとなった。法人は、州の権限であった土地収用権 eminent domain の授与といったいくつかの公的権限を追加的に受け取り、より強大な力をもつようになっていた。1785年のある新聞の論説は、北アメリカ銀行を「政治上の過ち、政府内政府」の一例として描きだした。1802年にサリヴァンは、「法人の利害が非常に多種雑多に創出されることは……ただちに政府の諸権限を弱める傾向を帯びるにちがいない」と冷静に注記した。35年後、1837 - 38年のペンシルヴァニア州憲法制定会議に出席した反チャーター派の代表は、「一法人に対して与えられる権限がどのようなものであれ、それはコミュニティの大多数が保有する本源的権限の減損であり、州から奪取されたまさに多大な権限なのである」と宣言した。そうした危険は法人の数とともに増大した。1827年までに、マサチューセッツ州知事であったレヴィ・リンカーン Levi Lincoln は、「政府は気前よく、かつ不注意に私的法人を乗数的に増加させ、まさに州の主権が影しか残らなくなるまで、それら法人に対して無制限に特権を付与するであろう」と懸念を表明した⁵¹⁾。ダートマス大学対ウッドワード裁判での判決〔1818年〕は、教育目的・慈善目的・実業目的の結社の法人化を、議会が当該法人からの同意なしには変更ないし廃止しえない契約と定義することでこの問題を解決した(この立場は、1780年代に北アメリカ銀行の擁護者たちによってすでに取りられていた)。しかし、そうした法人が議会の統制を超えた時、ある批判者が注記したように、それらは「私たちの諸制度が忌み嫌う」「私的独占体かつ永続物」となったのである⁵²⁾。

法人はまた、その批判者たちがアメリカ流「分配法則」と呼んだものを出し抜くことで、富の不適切な分配を促進したとして非難された。こうした論調は、18世紀にその屈強な根があった。シュンクが説明したように、アメリカ建国の父祖たちは「富の永続的貴族制」を回避するために、「長子相続権の諸法を破棄し、私たちなりの、無遺言の不動産相続 descent および分配についての公平な諸法を必要とし、制定した」。実際、それらは、無遺言の死去の場合に限ってのみ分割可能な相続財産を命じるものであった。にもかかわらず、傑出した法学者であったストーリィでさえもその昔、「無遺言の不動産相続および分配についての私たちの法」を「唯一真理で正当性のある土地分配法」と描写した。そして、それによって富が「家系を永続的に区分するもの」となるのを防止すると述べた。富者が「亡くなる」時、「その子供たちが遺産を分割し、一生涯にわたって事業および実業に傾けられた苦勞と勤勉さによって築き上げられたもの全体が、静かにかつ控えめに」解体された。シュンクが描写したように、資産保有におけるこの周期的な「革命」は、資産を分割しただけでなく、それを「流通」させ、それゆえ「勤勉な者や仕事のできる者は……独立した人間として、死や事故、あるいは乱費によってその所有権が変わるまで、……自らの取り分を確保する」のであった。しかし、法人は決して死に絶えることはなかったために、世代を経るにつれてその資産を保持し、かつ蓄積し続けることが可能であった⁵³⁾。

法人反対派のなかには、あらゆる法人を平等に批判の対象とするかどうかについて見解の相違があった。たとえば、リンカーンもまた、法人がアメリカ流の「分配法規」から特権的に忌

避した点に、アメリカ国家の「政治的基礎構造」に対する脅威を見て取っていた。しかし、彼は慈善ないし教育といった目的から形成された法人にとくに関心を寄せていた。そうした法人の残された資産は、「個人的な統制からは遮断され、譲渡可能な富の大半からは控除され、……その当該法人が元来運命付けられていた目的や目標に対してのみ適用されるよう、永久に保持される」。ハーヴァード大学やその他の類似する「死手譲渡〔永代所有〕の諸機関 mortmain institutions」は、それらの資産が「私たちの分配法規」から影響を受けなかったことから、しばしば非難の対象にされた⁵⁴⁾。実業法人〔＝企業〕は実際には、さほど危険ではなかったようである。というのも、それらが発行していた株式は、その所有者が亡くなると、その相続人の中で分配されるか、あるいは市場へと戻されたからである。しかし、シュンクやマサチューセッツ州知事マーカス・モートン Marcus Morton といった幾人かの反チャーター派の指導者たちは、そのような法人の継続性が定款〔チャーター、設立認許状〕によって制限されないのならば、それら法人は「永遠に生きのびる」ことが可能であろうし、また「こうして永続的な相続のなかにおいて保有される」それらの資産が「私たちの分配法規の十分な施行のもとにおかれる」ことは決してありえないであろう、と主張した。それゆえ、「資産の保有および管理を目的とする法人」はすべて、私たちの法精神および私たちの政府の特質とは調和しない一種の死手譲渡〔永代所有〕を含んでいるとし、これに対して「相続人限定〔世襲財産〕の禁止と公平な資産分配」が求められた⁵⁵⁾。

法人の手の内に困り込まれた富の問題は、法人の数が乗数的に増加するにつれて悪化してい

った。いかなるものであれ一法人がその定款〔設立認許状〕の条項の下で法的に保有可能な資産は、小規模なものになったようである。たとえば、その法人化が1827年にリンカーン知事からの感情的な拒否通告書を引き起こしたマサチューセッツ州セイレムのモーツァルト・アソシエーションは、動産およびより流動的な資産を各々10,000ドルだけ保有することが正式に認可されていた。しかし、かりに認許状によって設立された数千もの法人が法的に蓄積可能な資産価値を総計し、そしてまたかりに、リンカーンが述べたように、それらの法人がその正式に認可された資産の全部門を実際に保有するものとすれば、法人数の乗数的増加は、アメリカの資産が個人所有から法人所有へと大きく変化したことを含意していた。リンカーンの推計によれば、マサチューセッツ州は過去5年の間に「集合法人機関」に対して3000万ドル以上の資産、すなわち同州の課税対象資産の約5分の1を保有することを正式に認可してきており、彼は地元の音楽団体の氾濫でこの問題をさらに悪化させるつもりはなかった⁵⁶⁾。そうした憂慮はペンシルヴァニア州でも共通していた。同州では、1837 - 38年の州憲法制定会議が要求したデータによれば、独立革命から1837年までの間に州議会によって設立認許状を与えられた1142の法人に対して、およそ158,453,550ドルの資本金、75,450エーカーの土地保有が正式に認可されていた⁵⁷⁾。

この問題に直面したのは、何もアメリカ人が最初ではなかった。死手譲渡に関する元来のイギリス法は、ジェイムズ・ケントが思い起こしていたように、「聖職者たちがすべての王領の永代所有権 決して死に絶えることなく、永遠に手中に収めておくこと に専心し、そし

てそれによって公的批判や封建領主からの批判を避けようとするのを監督」しようとした。そうした目的から、イギリス法は教会に対する資産の授与を制限していた。そして、リチャード二世の治世においては、法人化された都市や自治都市〔特権都市〕、ギルドやその他類似する諸組織に対しても同様の制限が課され始めた。1783年という早い時期に、アメリカの反チャーター派のある論者が、1736年に制定された死手譲渡に関するイギリス法の追加条項「法人が土地や資産を新規ないし追加購入する資格を全般的に剥奪する」を引用しながら、フィラデルフィア市を再び法人化する法案 それは法人の土地保有に対して何らの抑制もなかったを非難した。その論者は、かりにそうした制限がイングランドにおいて「分別のあるもので、かつ適切なもの」であったのなら、それらはとりもなおさずアメリカ合衆国においてもよりいっそう「分別あるもので、かつ適合可能なもの」となろう、と主張した⁵⁸⁾。

しかし、アメリカ人は、法人による資産の蓄積に対して、イギリスの死手譲渡関連法を促してきた事柄とは別のいくつかの理由から反対した。彼らが憂慮していたのは、税収入を保護することでも、裕福な臣民の死に際して王が要求したその他の義務でもなかった。彼らは、死手譲渡の諸機関が資本の流動性を削ぐという傾向性を、またそれゆえ将来の諸世代において実業や事業を行う大多数の諸個人が利用可能な資本を減じるという傾向性を憂慮していた。さらには、法人による不動産の蓄積は、そう遠くない時期に、「これまで大地にこだわって」やってきた「高い志をもった独立の自作農民」 彼らは商業発展を支持する数多くの者たちにとってでさえ、共和政体の本質をなすものでありつ

づけていた に取って代わって、つつましく従属的な借地人たちや法人の借地人たちが土地を活用するようになるだろう、ということを示唆していた。結局のところ、「個人の所有に対しての、法人からの非道で不寛容な圧力」は、自然法に基づいて資産を享有する本来的な権利をもっていた人々に資産を返還するという手段での法の暴力的な介入か、あるいは革命によってのみ緩和されるであろう、とリンカーンは予言した⁵⁹⁾。

法人はまた、公的および私的腐敗の源泉であるとして非難された。「法律の運用の不平等性によって」、ある特定の人々が「富を蓄積し、比類のないほど豪華に暮らせた」といった事例は、それ以外の人々の「嫉妬心」をあおり、そして彼らが生産的な職をやめて、より儲けが多く時には投機的でもあるような仕事に就くようそそのかし、彼らの品性を腐敗させるのである。突如として、単に「生活に困らないだけの収入」

それによって一個人が本人およびその家族を質素ながらも快適に扶養しうる をもつことが、「自由で平等な政府においては明白に誤っている」ものとされていた「劣等」および「相対的な貧困」の指標となった。こうした反対論は、サリヴァンがその著『富者への道』において提起したものであったが、それは決定的に18世紀的なものであるかのように見える。しかし、同様の所感は、1837 - 38年のペンシルヴァニア州憲法制定会議で、チャールズ・インガーソル Charles Ingersoll もまた表明していた。彼は、法人、とりわけ「銀行支配 bank dominion」に対する批判者であった。彼はそうした銀行が当時、人々をその時間の大半を費やしてその他の大言壮語する者たちと同様の暮らしをしようと懸命になって精一杯努力させ、

当時としては法外であったような贅沢を享受する方向へと導き、それによって過度の浪費を刺激したと非難した。こうした主張は、1840年にマサチューセッツ州知事モートンによって繰り返された⁶⁰⁾。

法人が政治システムを腐敗させるといった非難は、第二合衆国銀行がその設立認許状を更新しようと努力して下院議員たちに実質的便宜を与えて以後の1830年代の間にありふれたものとなった。しかし、その半世紀前に、北アメリカ銀行という「政治的怪物」に対する反対者たちはすでに、「その銀行の富と影響力が政府にとって危険なものとなるかもしれない」ということを認識していた。その危険を回避することは、実質的資産をもった諸個人の諸結社が利益を獲得するその有利な立場を議員から保護する限り困難であった。19世紀中葉までには、反チャーター・ドクトリンの賛同者たちは、法人の腐敗が実際のものとなってきたことを宣言した。彼らが言うには、法人は「私たちの裁判官を裁定し、私たちの知事を支配し、……彼らが私たちの議会に対して法を押し付けている」のであった。要するに、法人は「私たちの支配者」となっていた⁶¹⁾。

最後に、批判者らは、法人が、個人所有の会社や合名会社に比して経済発展をさほど効率的に促進しなかったと論じた。ジョージ・ローガンが1792年にSUMに対して広範な非難を行う際に説明したように、法人は「利害のない代理人」によって運営されており、彼ら代理人は俸給を受けた被雇用者であり、その働きには、事業を所有し運営する者たち 彼らは自らおよびその家族の「生活をその〔事業の〕成功に掛けていた」 に比べて、さほど知性も献身も伴うものではなかった。そうした主張（それは

スミスの『国富論』においても見受けられた）は、ペンシルヴァニア州での反チャーター・ドクトリンの根本的部分でありつづけた。同州では、私的に所有され運営された非法人による実業がマサチューセッツ州よりも一般的であり、それはとくに鉱業および製造業において顕著であった。同様の主張はまた、モートンによっても、マサチューセッツ州が内陸交通手段改善の諸計画についてその所有および開発を引き受けるという提案への反対のために持ち出された。モートンの弁によれば、州が「個人の賢明さや勤勉さと競り合うことは……決して」ありえないことなのであった⁶²⁾。

マサチューセッツ州は運河やその他事業形態を州が所有することに対して抵抗したが、他の諸州は屈した。それら諸州は、ニューヨーク州のエリー運河の成功の再来を望み、すべての市民がそうした内陸交通手段改善がもたらす機会と恩恵とに平等にあずかるべきであるという旧態の共和主義的主張に従った。しかし、19世紀中葉までには、現実の破綻ないし破綻の脅威から多くの州がマサチューセッツ州の模範に従って、開発のコストと潜在的利益とを私的法人に対して委託することとなった⁶³⁾。さらには、法人に対する恐怖を緩和するために、結局は、法人が比較的効率的であるという主張までもが用いられることがあった。こうして、マサチューセッツ州のウィリアム・ソーデン・ハスティングス William Soden Hastings は、次のように論じた。すなわち、法人は、「自己資本をもとに自ら働いて、自らの事業を指揮監督する個人」が所有するといった事業に比してさほど利益がある訳でもなく、また効率的でもないがゆえに、法人は決して「小規模の製造業者」に取って代わりえないし、「またあるいは……並程

度の自己資本をもつ、熟練技術を有する個人が占めていたかもしれない、あるいは占めていたであろう場所を埋める」ということもありえない、と⁶⁴⁾。

法人は潜在的に、諸個人の力量を超えたプロジェクトに適していた。そして、資本集約的な事業の機会が増加するにつれ、法人の数は増大していった。しかし、法人の急増は反チャーター・ドクトリンの失敗を必ずしも特徴づけるものではなかった。反チャーター・ドクトリンが掲げた目標とそれが与えたインパクトは、こうしたハーツ流の見出しが示唆する以上に複雑であった。

反チャーターの主張は、すべての法人に対して例外なく適用されるかのように、度々述べられたが、実際のところ、法人に対する反対はたいてい、いくつかの法人にもっぱら集中していた。北アメリカ銀行やフィラデルフィア市再法人化に対する反対運動を行ったペンシルヴァニア州の議員たちでさえ、ある一議員が1786年に述べたように、「半ダースから20人ほどの、何らかの目的から法人を設立しようとした人々」に対して「日々」授与される設立認許状については反対しなかった。同様に、1792年には、ジェイムズ・サリヴァンは、銀行の法人化と、彼が異議なしと宣告した「架橋や運河開通のための」法人化とを慎重に区別した。銀行はたぶんに、他のいかなる種類の法人よりもしばしば執拗に激しく非難された。しかし、1853年のマサチューセッツ州憲法制定会議への一代代表者で、「実業的性格」の法人に対して修辭を尽くして激しく非難した人物が取った立場を考

慮してみよう。その人物は、一見して彼の批判からは免れていた、実業以外を目的とする法人のなかに、鉄道、保険会社、銀行を含めていたのである！⁶⁵⁾

それらの激しい非難は対象を選んでのものであったことから、反チャーター派の代弁者たちは偽善を感じることもなしに法人に参加することができた。たとえば、マサチューセッツ州では、サリヴァンや急進的であったロバート・ラントウル二世さえもが、いくつかの異なる実業法人の活動的構成員であった⁶⁶⁾。反チャーターの立場の複雑さはまた、なぜ法人をめぐる立場上の区分が厳格な党綱領に従うことがまれであったのかを説明する一助となる。確かに、法人をもっとも声高に批判したのは、民主党員であったし、またそれ以前ではそのような政治的性向を持つ人々であった。しかし、党派偏向的な州議会の運営は、法人創出の速度に対してほとんど影響を及ぼしてはいなかったようである。党派に関係なく、議員たちは選挙区住民たちからの法人化の申請を支持し、その見返りとして同僚たちの得票を確実なものにした。そのような馴れ合いが法人を乗数的に増加させ、その一方で議員たちの間での反法的修辭を抑制してきたのである。公職にある者たちの間での反チャーター・ドクトリンのもっとも強力な賛同者は、州のために最大限に尽力し、さほど地方の利害関係に見向きしなかった州知事〔行政長〕たちであるか、あるいは通常の立法権限を有していなかった諸州の憲法制定会議の代表者たちであることがしばしばであった⁶⁷⁾。

法人に対する見解についての政党間の相違を明確にすることもまた困難であった。というのも、実業法人の擁護者たちは、都市自治法人の擁護者たちと同様に、彼らの反対者たちとも価

値観を共有し、また特定の設立認許状に関しての彼ら反対者の留保条件をもしばしば共有していたからであった⁶⁸⁾。しかし、1780年代から、法人擁護派は、法人が本来的に貴族制のないし反共和主義的であるということを否定し、銀行を含めいくつかの法人が共和政体にとりわけ十分に適合すると主張した。半世紀後、マサチューセッツ州民主党員であったデイヴィッド・ヘンショウ David Henshaw といった洞察力ある法人批判者でさえも、ときには、法人支持者に加わることもあった。その際、資産が広範に分配された合衆国においては、これら機関〔=法人〕が「ヨーロッパにおいて大資本家たちが占めていた場所を代わって占めている」がゆえに「大いに有用である」と描写した。法人という形態はまた「とりわけ、実業に際して小規模の手段と限られた知識しかもっていない人々が利益を得るために採用された」。こういった人々は、彼らの資産をプールすることによって、「有能で裕福な者たちとの公正かつ安全な競争を始める」ことが可能になった。それゆえ、法人の普及は、共和政体の「ごく微小の部門 minute division」と資産の全般的分配とを反映しており、「小規模の手段しかもたない人々」が法人以外の手段でもってしては企て得ない事業に乗り出すことを可能にした。さらには、法人が手中にした莫大な富は、「個人が一手に、個人のもとでの独占的統制によるよりも、より安全で、私たちの統治精神とより調和する」に違いなかった⁶⁹⁾。しかし法人に対しては、確実に「そのなしうる多大な公的および私的善を生み出せるように賢明な指揮監督がなされ、かつそれらがしばしば自己流の利害観にとらわれがちとなる……その権限内において、公的および私的害悪を与えないよう抑制する」には、法人

が「法的に認可」され、「また適切に規制」される必要があった。そうした規制の必要性に関しては、法人の批判者たちと擁護者たちは一般に意見が一致していた。とはいえ、どのような制約が要されるのか、そして諸制限の賦課を議員立法とするべきか、あるいは憲法命令とするべきかについて、彼らの間にはしばしば相違が見られたのだが⁷⁰⁾。

反チャーター派の代弁者たちに顕著であったのは、とりわけ、認許状の授与・企画のための規則一式を主張したその熱意であった。彼らの主張した規則は、諸州で続々と実質的に規格化されていったかのようである。彼らが言うには、州議会が法人を創出しなければならないのは、個々人の能力を超えた仕方で公的福祉に奉仕するために必要とされる場合のみであった。法人の広範な普及を減じるために、彼らはときおり、1821年ニューヨーク州憲法にあった、法人創出ないし認許状更新に対して両院議会の3分の2の得票を要求するといったような規定に対して賛成したりもした。〔それらの条項によれば、〕設立認許状は、その継続性に関して制限を課されるか、あるいはさもなければ、認許状を修正ないし破棄する権限を議会に明示的に残しておかなければならなかった。また認許状においては、法人の活動領域と保有可能な資産総額とが明確に限定されなければならなかった。さらには、可能な限りにおいて、法人に対して、限定的流動性といった諸個人や非法人がもたない諸特権を与えられることのないようにしなければならなかった。〔法人による〕公共サービスでさえも、19世紀中葉までにその法的特権が独占 この言葉はあらゆる者に対して開かれていないあらゆる利得を含意するようになっていた の一形態として頻繁に描写されるよう

になり、法人の特権を正当化するものとはならなくなってきた⁷¹⁾。最後に、反チャーター・ドクトリンの賛同者たちは、実業会社の法人化のための一般法の支持者となった。そのようなことは、ハーツが決めてかかっていたように彼らが法人の正当性を否定していたとすれば、ありえなかったことであろう。法人設立の諸条項が規格化され、そして法人化が官僚の手続きとして執り行われることで、そうした法律はたぶん特別の優遇的権限を弱め、法人化の恩恵をより一般的に利用可能なものにした。さらに、設立認許状を授与する責任を議会から切り離したことによって、法人化一般法は、政治的腐敗の主要な原因を取り除くものと見込まれ、議員たちがより広範な公共的関心についての諸法案により多くの時間を費やすことを可能にしたのであった。

いくつかの州は南北戦争以前に、これらの見込まれていた恩恵を実現することなしに、実業会社のための法人化に関する一般法を可決した。法人化の申請者たちは、部分的には19世紀の法人化一般法が課していた諸制限を回避するために、議会による特別の設立認許状を求め続けていた。しかしそれだけでなく、思うにその理由は、特別認許状の取得ということがとりわけ名声のあるものであったからであろう。さらに、議会は19世紀の終わりごろまでにこうした特別認許状を大量に授与する意向であった。19世紀末には、州憲法の修正条項によって、一般法のもとでの法人化を除くあらゆる法人化が禁止され、それゆえ特別認許状の時代について終止符がうたれたのであった⁷²⁾。

反チャーター・ドクトリンのインパクトは、それゆえ、創出された法人の数によってだけでなく、進化を経てきた設立認許状の性格によ

っても評価されなければならない。北アメリカ銀行をめぐるペンシルヴァニア州の論争でさえ、法人化対象に対する諸制限についての議論が中心を占めていたのであり、同銀行の実際の法人化は、ロバート・ブルンハウス Robert Brunhouse によれば、当然実行されるものと考えられていた。反チャーター派の代弁者たちが求めていたのは、同銀行の設立認許状が7年間の期限付きで交付されることであり、また議会に対して認許状を修正・破棄する権限を残し、同銀行の土地保有を制限することであった。これらの要望が無視されたために、混迷の時期が後続し、1785年には「急進的」議会が同銀行の認許状を破棄するに至った。2年後の1787年3月に、「保守的」議会は、「適切な規制のもとにある銀行」が「州の商業や農業にとって有用な」ものとなりうると述べ、その7年前に反チャーター派が最初に提起したところの、継続性、活動領域、固定資産、土地保有に関する一連の新たな「いくつかの限定や制約」を加えて、同銀行を再法人化した。要するに、北アメリカ銀行は、その批判者たちが要求したように「新たに形づくられ」、それゆえ、よりよく「この国の政府と調和するようになった」のである⁷³⁾。

その頃までには、銀行に対する批判者たちは、さらなる変更、とりわけそのガヴァナンス〔統治〕構造における諸変更賛同するようになっていた。たとえば、彼らが提案したのは、重役たちを職務交替制の対象とすること、そしてすべての株主が平等の評決権をもち、代理ではなく本人が直接的に重役を選出することが許されることであった。あるいはまた、そうでなければ、彼らは小規模株主が大規模株主よりも有利であるようなシステムのもとで法人投票権 cor-

porate voting right が分配されることを提案した。北アメリカ銀行は株主たちにその保有株数に応じた割合にしたがって投票させたために、「少数の大株主たち」が自らを存続させることを許し、また彼らの友人たちを在職させる権力を与えたのだ、と反対者たちは非難した。イングランド銀行でさえ、そうした事態に対して「500ポンドを持つ各所有者に一票を与え、またどのような者に対してもそれ以上の票は与えないものとする」ことで備えていた。その他の数多くのイギリス系法人は同様の仕方でも投票権を株主間で分配した⁷⁴⁾。小規模の株主に少なくとも一票を与え、かつ大規模株主たちの票に上限を定めることによって、認許状〔定款〕は単に「貴族制的」な権力を制限するだけでなく、まさに法人の構造の内部で、その「巨大な影響力と重大性」をチェックするものにもなりえた。それは、ウィリアム・フィンドリィ William Findley が1785年のペンシルヴァニア州議会での論議において観察したように、別の諸社会では王・貴族・封建領主の家系のうちに見いだされたところの、法人権力に対する民主的な「平衡錘」であった。こうしたイギリスの前例は、アメリカ人の目的に十分に適っていて、不均等な株主投票制度は、第一合衆国銀行の設立認許状（1791年）と同様に、初期の数多くの州認許状に取り入れられた。メリーランド州においては、1784年から1818年の間に「認可された実質上すべての認許状」が何らかのそうした条項を含んでいた⁷⁵⁾。そのような保護措置は、認許状をいよいよ複雑なものにしていった。ニュージャージー州が認可したSUMの認許状は、かなりの批判を集めたものであったが、それでさえも、株主に対してマネジメントの実質的諸権限を与えるものとした長文の詳細な文書であ

った⁷⁶⁾。

法人に対する制限はときおり、他でもない特定の法人形式に対してのみ課せられたか、あるいは、それらは〔これまでのところ〕決して十分に突き止められてきてはいないか、満身に説明されてきてはいない不可解な変化の過程のなかで破棄されることもあった。あるいはまた、最初の実験的な諸革新は、マサチューセッツ州における銀行認許状の初期的発展の道程において取り入れられてきた。1792年に、マサチューセッツ州議会は単に、その8年前にマサチューセッツ銀行の創設を認可した「いくぶん粗雑で未熟な」文書に対して新条項を追加した。それから、議会は、同銀行が新しいユニオン銀行を合併する際にさらなる諸制限を課し、その認許状は、後続の銀行認許状をさらに精緻なものにする上で一つの模範となった。要するに、認許状は存続期間を限定し、銀行の資産や活動を制限し、それら銀行の内的統治を詳細に明示し、たとえば、偏向的株主投票システムに権能を付託した。銀行にはまた、その利潤から定期的に配当を支給することが求められた。それは、「分配法則」から切り離された資産の永続的蓄積を防ごうとするものであった。これらおよびその他の条項は、1829年一般銀行法に集約され、それ以後、同州議会によって法人化ないし再法人化されたすべての銀行を制約することになった。同様の過程はその他の形式の法人の発展を形づくった。それゆえに、1836年までには、同州は包括的な『現行制定法集 *Revised Statutes*』を発行し、それは、図書館、文化会館、銀行、保険業、製造業、そしてその他の形式の諸法人についての諸章とも併せて、法人に関連したパートを含み、と同時に、それとは別のパート 第44章 では、これ以後のあ

らゆる法人化の立法が、「議会の随意による修正、変更、あるいは無効の対象となる」ことが言明された。それ以後、議会による設立認許状は、その特徴として、法人化される当の集団に特有ないくつかの条項を含むようになり、そして、その集団が『現行制定法集』中の妥当する諸章に規定される対象となることを明確にした⁷⁷⁾。

裁判所が下してきた一連の諸判決は設立認許状の重大性を高めた。ダートマス大学訴訟の判決では、「私的」法人の設立認許状が州によって一方的に侵害ないし変更されえない契約であることが主張された。それは、法人化の際に課された諸制限を本来のままにしておくということである。というのも、それらの諸制限は、実際的には本来の契約に備わる諸条項であったからである。一方、アメリカの法廷はしだいに、「有限でない〔=制限のない〕諸権限」を有する法人を否定するようになっていた。『アメリカン・ジュリスト』誌によれば、アメリカの法廷は、イギリスのコモン・ロー〔慣習法〕のもとでそのように主張しえたのであり、法人に対して、「その認許状において明白に与えられていた、あるいは……それら法人が創出された有用な諸目的を達成するために明らかに必要な」諸権限のみを行使することを許した。南北戦争の時までには、全国の裁判官たちが設立認許状において明示された諸制限の範囲を越える「ウルトラ・ヴァイレス〔能力外ないし目的外、権限逸脱的 *ultra vires*〕」行為の法的無効性を言明した⁷⁸⁾。

19世紀の法人法における「ウルトラ・ヴァイレス・ドクトリン」の広範な利用は、憲法 *constitutional law* における司法審理〔違憲審査 *judicial review*〕の確立に類似するものであ

ったが、それはなぜなら次のようなもつともな理由があったからである。すなわち、設立認許状とコンスティテューション＝〔憲法、規約、定款〕は、本質的に同じものと考えられていたのである。フランシス・ライバー Francis Lieber の『エンサイクロペディア・アメリカーナ *Encyclopaedia Americana*』（1830年）の中にある法人の定義によれば、「法人とはそのコンスティテューションの定める規則にしたがって運営される……政治的ないし市民的な機関である」。さらに、「すべてのアメリカの政府」は「設立認許状、すなわち憲法によって創出される法人」であったし、また、その当の機関の目標および権限についての諸限界の範囲内でのみ「一法人として」活動することができた⁷⁹⁾。設立認許状と憲法との間の密接な関係性は、法人の内的構造や権力のマネジメントをめぐるの論議において、その論議が役職の輪番制といった具体的提案の場合であっても、州憲法や合衆国憲法から先例を容易に引き出すことができたことを意味していた。しかし、その影響はまた他の方向に向かうこともあった。都市自治法人や実業法人の広範な支持母体を強調する主張は、法人能力に関する州の資格要件 *state franchise requirements* をめぐる〔後世の〕激論をいくぶん先取りしていたかのようである。設立認許状と憲法との類似性は無論、植民地の設立認許状が独立革命以後に起草した憲法と同様の成文文書のもとで生活を営むという慣習を始めさせたという事実をアメリカ人に想起させた。設立認許状が憲法に類似しているという特性は、合衆国における法人の普及に一役買ってきたのかもしれない。いずれにせよ、1830年の『アメリカン・ジュリスト』誌の一記事は、法人に対するアメリカ人の実質上尽きることの

なかった熱狂を、「私たちの制度的特質」として捉えた。成文の認許状において定義された法人形態は、その「政治的統治体や都市自治政府が法人的諸原理に基礎づけられている」国においては違和感のない、おなじみのものであったようだ⁸⁰⁾。

法人の設立認許状のなかで成文化された制限や規制はときおり、とくに〔経済〕開発に熱心であった州では無視されるか、あるいは、事業にとってもっとも有利なように解釈された。そして、19世紀後半および20世紀初期においては、そうした制限・規制条項の数多くが完全に失われ、それとともに株主の諸権限が減じられ、法人はしだいに自らの統治形態についての決定権を手にするようになった⁸¹⁾。そうした法からの「解放」の背後にあった諸力はすでにアンテペリウム期のニュージャージー州において働いていた。同州はその初期から、当初は隣接する諸州から実業を誘致するための、そして後には企業が法人化のために州に支払う納付金を確保するための努力の一環として、気前よく法人特権を与えてきた。他の諸州で操業する企業の法的行為能力 *legal capacity* が確立され、ニュージャージー州などの州で法人化することのインセンティブが高まった。また、オーガスタ銀行対アール *Bank of Augusta v. Earle* 訴訟における合衆国最高裁判所の判決（1939年）は、そうした方向への重要な（とはいえ限定的なものであったが）一步を踏み出すものであった⁸²⁾。

古い伝統の名残りは、それにもかかわらず、大半の考察が示唆するところよりもはるかに長く存続した。法人が公共善に奉仕しなければならないという想定は、ハンドリンやその他の者たちによるそれとは逆の主張にもかかわらず、1830年代にも生き延びていた⁸³⁾。ダートマス大

学訴訟におけるストーリーの見解は、いくつかの法人を「私的」なものと呼んだが、それはそれら法人の資産が私的資源に由来していたからであって、私的目的に奉仕していたからではなかった。それゆえ彼の見解は、「私的」法人でさえも公共機能に奉仕しなければならなかったことを決して否定するものではなかった⁸⁴⁾。それより後年の1875年になっても、ジョセフ・アンゲル Joseph K. Angellとサムエル・エイムス Samuel Ames による先駆的なアメリカ版『私的法人集合の法に関する専門書 *Treatise on the Law of Private Corporation Aggregate*』の一改訂版(1832年版)は引き続き、若干の公益事業立案の首尾よい促進が諸法人の目的であると記述していた。とはいえ、同書はまた、1780 - 90年代のマサチューセッツ州の法人化関連諸法のように、法人が公益のためと「同時に、その構成員であった者たちの利得のために創設される」こともあったとも述べていた⁸⁵⁾。革新主義期に関する歴史家であるリチャード・エイブラムス Richard M. Abramsによれば、法人はマサチューセッツ州では1900年以後になってようやく、「コミュニティに対して最小限の義務しか負わない、公共サービスのための」というよりも、むしろおもに私的利潤のための「道具として認められた⁸⁶⁾。

規制的な州認許状〔州憲章〕は、南北戦争後に突如消失したわけではなかった。ホーウィッツによれば、ニュージャージー州で可決された放任主義的な1889年一般法人法は、同州に対してその歳出支払いを法人からの納付金でまかなうことを認めたものであったが、それはいくつかの州の間で法人化の実務条件をめぐる競争を導き、結局は法人を制限しようとした真摯な努力を損なわせることとなった。デラウェア州

は、その旧態の規制的伝統を1899年になってようやく破棄し、と同時に、同州を法人化に前向きな企業にとってのメッカへと変えた寛大な法律を可決した。1902年になって、セオドア・ルーズヴェルトはマサチューセッツ州の法人法を、アメリカが「トラスト問題」をいかにして解決しうるかの模範であるとして賞賛した。しかし、その翌年、ベイ・ステイト〔マサチューセッツ州の異名〕は、他の諸州の法のもとでマサチューセッツ企業が組織化されるという〔当時の〕「一般的慣行」を弱めようと努力し、その法人法典を部分的に修正した。1932年までには、旧態の、ポスト独立革命期の法人秩序はまったく完全に消えうせたかのである。それゆえ、アドルフ・バール Adolf A. Bearleとガーディナー・ミーンズ Gardiner C. Meansは、その共著である『現代法人と私有財産 *The Modern Corporation and Private Property*』において、「アメリカ法人は……一個の機関と化し」、「その特性として国家に類似している」と言明し、法人が「その所有者に対してだけでなく、社会全体のために奉仕すること」を、それがまるで「まったくの新しい」発想であるかのように提案することができたのである⁸⁷⁾。

アメリカ法人の初期の歴史は、独立革命の意義およびそれが及ぼした影響について豊かな含蓄をもっている。それは、幾人かの研究者たちがこれまで共和主義との関連から論じてきたところの、商業ないし資本主義に対して向けられた敵意であったことを示す証拠をほとんど提供してはいない。ジョージ・ワシントン George Washington といったシビック・ヒューマニストの英雄たちは、国の社会・政治的改革と同様

に経済的改革に熱中するなかで、またそうした目的 私的な利潤追求を公的福利に利用するものでもあった を実現するための道具として法人を受け入れるなかで、民主的に選任された立法府の役職に参画した。さらに、反チャーター・ドクトリンが1780年代から1830年代にかけて実質的に持続していたことは、この時期に突如強烈で革命的なイデオロギーの移行「共和主義」から「自由主義」への移行、あるいはゴードン・ウッド Gordon S. Wood のより近年の定式化でいうところの「民主主義」への移行 が生じたとの認識に疑念を投げかける⁸⁸⁾。もちろん、この時期に合衆国の社会、経済、政治は急激にその形を変えた。しかし、1780年代から19世紀中葉を経て、アメリカ人たちは1776年という年を自らの歴史における重大な断絶として振り返り、その当時の理念に照らして諸革新の意義を判断し、また「共和主義的」という言葉で称した独立革命期の伝統〔ないし革命的伝統〕という名のもとに、広範な層に支持された公民権 franchise それは確かに民主主義的論点であった を求めて闘った。

独立革命後に現出した新しい社会の構造はまた、所与の法人の普及とは様相を異にしており、それは、独立革命から現われた集産主義のもっとも重大な形態を表現していた。従来の方にしたがえば、君主政体の過去をもった統合的で階層的な社会は、ジャクソンの時代までに、私利私欲のためだけに働く孤立した個人からなる国家に取って代わられた。しかし、次のように論じることができよう。つまり、アメリカ人たちは上位者と従属者との間の古い紐帯を、新たな社会的じん帯で代替した、と。それは、平等な市民たちによって、彼ら自らが企画立案

した憲法を通じて、そして法人化の過程を経てしばしば公的認可を得た自発自主的な結社の内部において、自発自主的に結び結ばれるじん帯なのである。その当時の人々にとって、法人の普及は実質上、アメリカ流の連邦主義が日々の局所的な結社関係へと下方的に拡張していくことを予兆させるものであった。それゆえ、「政治システムの全体」が、「政治的、市民的、宗教的、社会的、経済的といった多種多様な諸法人から構成」され、国それじたいが「その他すべてを包括する大法人」なのであった⁸⁹⁾。そのような見方からすれば、十分に構築された法人は単に一つの分派を体现するだけではなく、ある統合的な社会的・政治的システムの構成単位なのであり、すべては公共善のために働くのである。そうして法人は、主権を有する人民の代理人として行動する州立法府の監督的権威のもとで手際よく取りまとめられてきた。たとえば、1784年に、シンシナティ会 the Society of the Cincinnati は、こういった州支部が何がしかの立法的権威、あるいはその他何らかの市民的権威による認可や賛助を得ずして「自己流に創出された」政治的集団であるとの批判を相殺する努力をしつつ、立法による設立認許状を追求することを提言した。というのも、そうした集団が「もっぱら立法機関、あるいはコンスティテューションにおいて既知のものであるか、また当地の法によって権威づけられるかした、その他諸機関が公的に認知するにふさわしい」公共の諸問題に関心をもつことはその集団が「政府内政府〔インペリウム・イン・インペリオ〕」となることを予期させるものであったからである⁹⁰⁾。

初期のアメリカ社会によるこうした再定義は必然的に、〔アメリカ合衆国の〕州を理解する

上でいくつかの含意をもたらす。シンシナティ会に対して浴びせられた政府内政府という非難は、独立革命期の論議の中心をなすものであった。その時期にアメリカ人はまず、植民地とイギリス連邦との間の調停を試み、次いで州と国家権威との間の調停を試みた。法人化をめぐる諸審議の中での政府内政府という論点の反復は、法人の権威と州の権威との間の調停を追求するものであったが、それは憲法の設計と法人認許状の起草との間の連続性をふたたび示唆するものでもある。これらはともに、単に地理的のみならず、新国家の社会的および経済的生活への浸透という点でも「拡張的」であった「連合 compound」国家の創出に寄与した。アメリカ国家はそれゆえ、たいていのヨーロッパ諸国に適合する「一元主義的」モデルと決して整合性をもたず、それに代わって、「国家が『複数の法人〔からなるもの〕』として考えられる」ところの「多元主義的」国家として記述されてきている⁹¹⁾。

とりわけ、アメリカにおける法人の初期の歴史は、独立革命による制度面の変化の重大性を示唆するものであり、またそれゆえトマス・ペインといった当時の者たちが「統治原理および実践において」アメリカ人が生み出した「革命」を強調したこと、そしてチートナムやシュンクといったより若い世代の者たちが統治の「技」ないし「科学」を、独立革命がなした貢献として意味づけたことが確認される。実のところ、ノア・ウェブスター Noah Webster にとって、まさに革命の定義とは、「統治のコンスティテューションの物質的ないし完全な変化」ということに重要性がある⁹²⁾。アメリカ的な法人の出現はまた、独立革命期の諸転型が完遂される過程をも明らかにしている。アメリカ人は彼らが

拒絶した〔植民地の〕過去から、彼らの共和政体のあり方に適したイギリスの法伝統と法実践とを回収して利用し、アンゲルとエイムスが形容したところの「開化的な時代」⁹³⁾に適合するようそれらに部分的修正を加えた。そして、その先駆であったイギリスの事例とは劇的に相違した結果を早晩に生み出すこととなった独自の法人発展の軌跡を描き始めたのである。彼らは、18世紀後半のイングランドにおいてほぼ絶滅寸前にあった法人を救い出し、その創造力とは不釣合いの〔少ない〕資源しか持ちえなかった諸個人に権能を与えるという法人の力能を有効に活用した。彼らは法人の特権の受取者としてというよりも、むしろ機会の差配者として再創造し、富の不平等を悪化させる傾向性を制限し、その潜在的に危険な力に対するチェックを考案し、より堅固に公共善のために利用しようと試みたのであった。

善き人々にとって、彼らが本来意図していたことが実現される程度はあい異なるであろう。そして、彼らにとっての現代的法人の妥当性もまた異なるであろう。しかし、独立革命以後の合衆国において認可されてきた設立認許状は、ヒュームやスミス、そして革命期フランスの指導者たちの敵意を刺激したそれ以前の法人とは疑いなく異なった法人を創出したのであった。共和主義的なアメリカに適した法人の構築を試みるなかで、18世紀後半および19世紀初期の州議員たちは、合衆国の制度的構造の上に法人を強固に接合した。法人はそれゆえ、アメリカ独立革命の産物となり、そして良かれ悪しかれ、独立革命が合衆国の経済的福利と同様に、政治的・社会的構造に対して与えたその継続的な影響力を示す証左となった。そしてそれは今後もなおそうでありつづけている。

(上)の正誤表

171頁：左段組24行目：反派 反チャーター派

172頁：右段組1行目：イングランド法註解
イングランド法釈義

173頁：左段組15 - 6行目：ユースフル・マニ
ファクチャ団体 有用工業設置協会，
また著者献辞文中：ホロウィッツ
ホニウィッツ，Horowitz Horwitz

174頁：左段組29行目：ホロウィッツ ホニウ
イツ，Horowitz Horwitz

註

44) Article III and IV of the Virginia Bill of Rights, in Hening, *Statutes at Large of Virginia, IX* (Richmond, 1821), 109-110. また，Article VI of the Massachusetts Declaration of Rights of 1780, in Handlin and Handlin, eds., *The Popular Sources of Political Authority: Documents on the Massachusetts Constitution of 1780* (Cambridge, Mass., 1966), 443-444 をも参照。

45) Walter Adams and Horace M. Gray, *Monopoly in America: The Government as Promoter* (New York, 1955), 25-38 (引用は34頁)。また，Harold G. Fox, *Monopolies and Patents* (Toronto, 1947) も参照。

46) *Laws of the Commonwealth of Pennsylvania, III* (Philadelphia, 1803), 188-189; Brunhouse, *The Counter-Revolution in Pennsylvania*, 111-112, 150; Mathew Carey, ed., *Debates and Proceedings of the General Assembly of Pennsylvania, on the Memorials Praying a Repeal of Suspension of the Law Annulling the Charter of the Bank* (Philadelphia, 1786), esp. 66, 77. また，Janet Wilson, "The Bank of North America and Pennsylvania Politics: 1781-1787," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, LXVI (1942), 3-28. をも参照。

47) Davis, *Essays*, I, 379-387; *Laws of the State of New-Jersey* . . . (Trenton, 1821), 108-125, 132-

133.

48) "An Observer" in *General Advertiser*, Jan. 7, 1792, in Davis, *Essays*, I, 430; [Logan], *Five Letters Addressed to the Yeomanry of the United States* (Philadelphia, 1792), 12.

49) Findley in Carey, ed., *Debates and Proceedings*, 74; [Sullivan], *The Path to Riches. An Inquiry into the Origin and Use of Money . . . By a Citizen of Massachusetts* (Boston, 1792), in *Magazine of History*, extra no. 184, XLVI, No. 4 (1933), esp. 37-39, 42-43, 引用は10頁より。

50) *Letter on the Use and Abuse of Incorporations, Addressed to the Delegation from the city of New-York, in the State Legislature. By one of their Constitutions* (New York, 1827), 3; account of a speech from the Boston Post in Robert Rantoul, Jr., *Memoirs Speeches and Writings*, ed. Luther Hamilton (Boston, 1854), 316-317; *Pennsylvania Archives*, 4th Series, vol. 4: *Papers of the Governors, 1785-1817* (Harrisburg, 1900), 806, *ibid.*, Vii, 153-157. また，*Pennsylvania Constitutional Convention of 1837-1838, Proceedings and Debates*, I, 366 をも参照。Jackson's veto message, July 10, 1832, in *Messages of Gen. Andrew Jackson* (Concord, N.H., and Boston, 1837), 147-168, esp. 148, 167.

51) Snyder in *Pennsylvania Archives*, 4th Ser., IV, 807; "Stricture on the Bank, and on a Paper Currency," *Pa. Packet*, Mar. 31, 1785; Sullivan, "Opinion of the Attorney General of Massachusetts, on the Life of Corporation, 1802," in Handlin and Handlin, *Commonwealth*, 260; Ingersoll in *Pennsylvania Constitutional Convention of 1837-1838, Proceedings and Debates*, I, 366-367; Lincoln, message explaining his veto of an act establishing the Warren Bridge Corporation, Mar. 10, 1827, in *Resolves of the General Court of Massachusetts . . . , 1824-1828* (Boston, [1828]), 520. また，Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought*, 72-74 をも参照。

52) [Henshaw], *Remarks upon the Rights and*

- Powers of Corporations*, 9-10.
- 53) Shunk's address to the Pennsylvania legislature, Jan. 18, 1848, and veto message, Mar. 9, 1846, in *Pennsylvania Archives*, VII, 236, 86-87; *Journal of Debates and Proceedings in the Convention of Delegates to Revise the Constitution of Massachusetts begun . . . at Boston, November 15, 1820*, I (Boston, 1853), 286 (Story); see also p. 312 (Daniel Webster). ストーリーとウェブスターは、富者たちは相対的に無遺言で亡くなることはなかったという事実を無視していたかのように見受けられる。さらに、19世紀初期において、マサチューセッツ州は、世代を越えて富の永続化を許可する家族信託 family trusts を発展させ始めたが、これは一見変則的であり、さらなる研究の価値がある。Robert F. Dalzell, Jr., *Enterprising Elite: The Boston Associates and the World They Made* (Cambridge, Mass., 1987), 100-103, and Lawrence M. Friedman, "The Dynastic Trust," *Yale Law Journal*, LXXIII (1964), 547-592 を参照。
- 54) Lincoln, message vetoing the incorporation of the Mozart Association in Salem, Feb. 16, 1827, in *Resolves of the General Court for 1824-1828*, esp. 474-477; [Henshaw], *Remarks upon the Rights and Powers of Corporations*, 13-14.
- 55) Morton, address to the legislature, Jan. 1840, in *Acts and Resolves passed by the Legislature of Massachusetts, . . . 1839-1842* (Boston, 1842), 300.
- 56) Lincoln, Mozart Association veto, in *Resolves of the General Court for 1824-1828*, 474-476. 3000万ドルという数値は明らかに、新規の銀行、保険会社、運河会社の資本金を除いた数値であった。リンカーンは、1822年以前に法人化された諸集団の合法的資産について考慮したことがあったが、それらも併せて総計すれば無論、この値はさらに高いものとなる。
- 57) *American Jurist*, IV, 300; Pennsylvania Constitutional Convention of 1838, *Proceedings and Debates*, III, 368.
- 58) Kent, *Commentaries*, II, 228; "Democritus," Pa. Packet, Sept. 4, 1783. 死手譲渡についてのイギリス法に関しては、Carl Stephenson and Fredrick George Marcham, *Sources of English Constitutional History* (New York and London, 1937), 169-170, 245-246 をも参照。
- 59) Lincoln, Mozart Association veto, in *Resolves of the General Court for 1824-1828*, 474-476. また、Lincoln's veto message of Mar. 20, 1833, *Resolves of the General Court . . . 1832-1834* (Boston, [1834?]), 405-406 をも参照。Rantoul speech, 1835, in Hamilton ed. *Memoirs*, 314-416, and a veto message of Pennsylvania Gov. William Bigler, Mar. 29, 1852, in *Pennsylvania Archives*, VII, 560.
- 60) [Sullivan], *Path to Riches*, 7, 9-10, 32-33, 35, and also "An Observer," *General Advertiser*, Jan. 7, 1792, in Davis, *Essays*, I, 431; Ingersoll in Pennsylvania Constitutional Convention of 1837-1838, *Proceedings and Debates*, VII, 87-88; and Morton, address to the legislature, Jan. 22, 1840, in *Acts and Resolves . . . 1839-1842*, 294.
- 61) 合衆国銀行については、ロバート・ラントウル Robert Rantoul (1778-1858年、ロバート・ラントウル二世の父)の自伝的回顧談〔*Historical Collections of the Essex Institute*, VI (1864), 28〕を参照。法人の愛顧 patronage の危険性については、Rantoul, Jr., *Memoirs*, 316 をも参照。北アメリカ銀行については、*An Address to the Assembly of Pennsylvania, on the Abolition of the Bank of North-America* (Philadelphia, 1785), 21. Fulfillment: Pennsylvania Convention of 1837-1838, *Proceedings and Debates*, VI, 84. また、*Official Report of the Debates and Proceedings in the State Convention, assembled May 4th, 1853, to Revise and Amend the Constitution of the Commonwealth of Massachusetts* (Boston, 1853), II, 259, 260 (「鉄道の利害は今や議会に対してですらあまりにも強いものである」), III, 59 をも参照。

- 62) [Logan], *Five Letters*, 16, and Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought*, 57-62. Morton, address to the legislature, Jan. 22, 1840, in *Acts and Resolves . . . 1839-1842*, 301-302.
- 63) たとえば, 以下を参照。Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought*, and Harry N. Scheiber, *Ohio Canal Era: A Case Study of Government and the Economy, 1820-1861* (Athens, Ohio, 1987; org. pub. 1968); Seavoy, *Origins of the American Business Corporation*, 266-267。しかし, ヴァージニア州は, 内陸交通手段改善に関連した私有会社にかなりの投資を行っていた。それは, 1815年の報告書に述べられたところでは, こうした開発が「かりにその管理運営が私的利益を目的にその株を引き受けた諸個人によって担われるならば, 公務員や公的職員に委託する場合よりも, いっそう経済的になされ, またよりよく補償されるであろう」という想定にもとづいていた。Carter Goodrich, "The Virginia System of Mixed Enterprise: A Study of State Planning of Internal Improvements," *Pol. Sci. Q.*, LXIV (1949), 355-387, 引用はp.360.
- 64) Hastings, in Hastings and [John] Pickering, *Remarks made in the Senate upon the Massachusetts Bill* (Boston?, 1829?), 3.
- 65) Remark in *Pa. Packet*, Sept. 26, 1786; [Sullivan], *Path to Riches*, 44, also 53-54; Massachusetts Constitutional Convention of 1853, *Debates and Proceedings*, III: 60; Heath, *Constructive Liberalism*, 323.
- 66) Davis, *Essays*, II, 69, and *Dictionary of American Biography*, XVIII (New York, 1936), 190-191; Robert S. Rantoul (ロバート・ラントウル二世の子息), *Personal Recollections* (Cambridge, Mass., 1916), 24-28. 1837 - 38年のペンシルヴァニア州憲法制定会議での発言者の一人もまた, 北アメリカ銀行に対する著名な反対者であったフィンドリィとスマイリィが, (同じく法人批判者であった) ギャラティンとともに, 「ペンシルヴァニア銀行の基礎を築いた」と断言した。 *Proceedings and Debates*, VII, 177 を参照。
- 67) Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought*, 62-66, 76-78, 292-293, and Evans, *Business Incorporations*, esp. 3. また, William Meredith in the Pennsylvania Constitutional Convention of 1837-1838, *Proceedings and Debates*, VII, 107 をも参照: 「[議会の] どの本会議の議事録を開いても, なんらかの法人化の決議文を見出さずには済まない。……これまで州議会において代表されてきたいずれの党も, またいずれの派閥も, これら諸機関 [= 法人] を創設してきた」。以下を参照。Handlin and Handlin, *Commonwealth*, 216; Primm, *Economic Policy in the Development of a Western State*, esp. 126-127; L. Ray Gunn, *The Decline of Authority: Public Economic Policy and Political Development in New York, 1800-1860* (Ithaca, N. Y., 1988), 233, and Cadman, *The Corporation in New Jersey*, 433, 435. エリック・フォナー Eric Foner によれば, 法人に対する疑念は, 共和党員の間で一般的であった。Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Man: The Ideology of the Republican Party before the Civil War* (New York, 1970), 22-23 を参照。
- 68) 一つの顕著な事例については, ロバート・ラントウル二世による法人への非難に対して, スタージス Sturgis とシャイヤー Thayer の2人の州議員が出した「解答」を参照, *Boston Commercial Gazette*, Jan. 29。スタージスは, 「法人機関に対して永続性を附与すること」に反対であり, 「もしそれらが望ましい, すなわち公益にかなうものであると証明されなければ, そのような法人の法人化申請はすべて却下するつもりである」と述べた。シャイヤーはさらに「非常に多数」の法人設立について留保を表明した。
- 69) Hastings and Pickering, *Remarks*, 2; [Henshaw], *Remarks*, esp. 5-7. また, 法人が多大な資産を有するごく少数の人々に市場を支配させないことで独占防止に一役買うというトマス・ペイン Thomas Paine の1786年の主張をも

- 参照。Paine, "Dissertations on Government; the Affairs of Bank; and Paper Money," in Philip S. Foner, ed., *The Complete Writings of Thomas Paine* (New York, 1945), II, 398.
- 70) [Henshaw], *Remarks*, 9, and *American Jurist*, IV, 301. また, 以下をも参照。Hastings and Pickering, *Remarks*, 2, and Ingersoll in *Pennsylvania Constitutional Convention of 1837-1838, Proceedings and Debates*, VII, 78. また, 「法人があらゆる適切な規制の対象となる」と想定する法人擁護論としては, *ibid.*, 107-109 を参照。
- 71) 独占という言葉が用いられた事例としては, *Massachusetts Convention of 1853, Proceedings and Debates*, III, 55-56, 64, 71, 173 を参照。この言葉づかいが時には非難されることもあった。*Ibid.*, 171 を参照。
- 72) Russell Carpenter Larcom, *The Delaware Corporation* (Baltimore, 1937), esp. 1-3, 3 n. 7, and Evans, *Business Incorporations*, 3, 10, 11. また, Handlin and Handlin, *Commonwealth*, 218 および Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought* そして Cadman, *Corporation in New Jersey*, esp. xi-xii, 434-438 をも参照。
- 73) Brunhouse, *Counter-Revolution in Pennsylvania*, esp. 111-112, 196-197; Mitchell and Flanders, *Statutes at Large of Pennsylvania*, XII, 1785-1787 (Harrisburg, 1906), 57-58, 512-416; [Tench Coxe], *Cool Thoughts on the Subject of the Bank* (Philadelphia, 1786), 16.
- 74) [Coxe], *Cool Thoughts*, 4; [Coxe], *Thoughts Concerning the Bank of North America* (Philadelphia, 1787), 2-3, and *passim*, and "Further Thoughts concerning the Bank, respectfully submitted to the Honorable THE GENERAL ASSEMBLY OF PENNSYLVANIA," *ibid.*, 7ff. コックスは, イングランド銀行に関する情報を以下の文献から引き出している。Michael Godfrey, *Short Account of the Bank of England* (1695), reprinted as an appendix to John Francis, *History of the Bank of England, Its Times and Traditions*, II, 3d ed. (London, 1848), 241-257, esp. 242. また, 以下をも参照。"Strictures on the Bank," *Pa. Packet*, Mar. 31 and Apr. 11, 1785; "Atticus," esp. "Letter the Fourth," *ibid.*, June 28, 1786, and "Philadelphiensis," *Freeman's Journal* (Phila.), Mar. 2, 1785.
- 東インド会社のようなイギリスの初期の利潤追求型法人での株主投票は, すべての株主に対して単記投票 *single vote* を許すものであった。なぜなら, 「法人の構成単位は, 地方自治法人やギルドの場合のように, 依然として構成員であると考えられており」, 株式の保有割合に左右されるものではなかったからである。後年, チェルシー・ウォーター社(1723年)に見るように, 大株主には投票権の上乗せ追加が与えられた。その追加分はもっとも最大でも, 依然としてその保有分に見合うものではなかった。大株主の権限に対するそのようなチェックは, 1766年の議会立法が説明したように, 「会社の永続的な福利」を「少数者の偏った私利私欲の見方の犠牲に」されることから保護するために企図されたものであった。以下を参照。Williston, "Law of Business Corporations," 156-158, quotations at 156, 157, and DuBois, *English Business Company after the Bubble Act*, 288-289, 316-317 notes 47, 48, 50.
- 75) Findley in Carey, ed, *Debates*, 65; Joseph G. Blandi, *Maryland Business Corporations, 1783-1852* (Baltimore, 1934), 65-66. また, Pease, *Web of Progress*, 18, 269 n. 14, をも参照。合衆国銀行を提案するなかでハミルトンは, ペンシルヴァニア州の急進派たちが賛同していた, 役職の輪番制や不均等な株主投票に関する諸条項を是認した一方で, ペンシルヴァニア州が北アメリカ銀行の存続と資本金に対して課した諸制限を批判した。M. St. Clair Clarke and D. A. Hall, comps., *Legislative and Documentary History of the Bank of the United States* (Washington, D.C., 1832), esp. 25-28, 32.
- 76) *Laws of New-Jersey* (1821), 108-125; Davis, *Essays*, I, 378-387. デイヴィスは, SUMが「実際に, その株主による統制権を超えて行使しうる統制権をまったく持っていなかった」と結

- 論づけている。株主による統制については、同382-383頁を参照。ニューヨーク州において設立認許状を通じて課された諸制限に関する簡潔な要旨については、Gunn, *Decline of Authority*, 120-121を参照。そこでは次のように述べられている。すなわち、「19世紀の前半において、法人設立認許状はほとんどの商工業における唯一の規制装置であった」と。
- 77) *Laws of Commonwealth, 1780-1800*, I, 115-117, II, 544-552; *Revised Statutes*, 308-366, 引用は366頁。Edwin Merrick Dodd, "The First Half Century of Statutory Regulation of Business Corporations in Massachusetts," in Roscoe Pound, ed., *Harvard Legal Essays Written in Honor of and Presented to Joseph Henry Beale and Samuel Williston* (Cambridge, Mass., 1934), esp. 70-82 (1784年法に関するコメントは同71頁)。ニューヨーク州における同様の展開　しかしそれはすぐさま一般法人法の制定へと移行したのだが　に関しては、Gunn, *Decline of Authority*, esp. chap. 8を参照。
- 78) 「ウルトラ・ヴァイレス・ドクトリン」の意義と20世紀におけるその消滅については、以下を参照。"Corporations," *American Jurist*, IV, 305-306; Kent, *Commentaries*, II, 239-240; Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law, 1870-1960* (New York, 1992), 77-78〔邦訳：モートン・J・ホーウィッツ『現代アメリカ法の歴史』樋口範雄訳，弘文堂，1996年，94-97頁〕。
- 79) Lieber, *Encyclopaedia Americana*, 547.
- 80) *Ibid.*, 300. また、実業家にとっての法人化の魅力として、「ブールされた利権運用についての堅固な中核的方向性を定める……コンスティテューション」の規定を挙げている Hurst, *Law and Economic Growth: The Legal History of the Lumber Industry in Wisconsin, 1836-1915* (Cambridge, Mass., 1964), 413 をも参照。
- 81) Scheiber, *Ohio Canal Era*, esp. 276-282; Adolf A. Berle, Jr., and Gardiner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property* (New Brunswick, N. J., 1991; orig. pub. 1932), esp. Bk.II, 119ff. また、Thomas C. Cochran, "The Social History of the Corporation in the United States," in Caroline F. Ware, ed., *The Cultural Approach to History* (New York, 1940), 168-181, esp. 174-175 をも参照。
- 82) Cadman, *Corporation in New Jersey*, 440-441, and passim. オーガスタ銀行対アール訴訟に関しては、Charles Warren, *History of the Harvard Law School and of early Legal Conditions in America*, II (New York, 1970; orig. pub. 1908), 150-152とHorwitz, *Transformation of American Law, 1870-1960*, 79〔前掲邦訳97-98頁〕とを対照せよ。後者は、州がなおも「州外 foreign」の法人（すなわち、他州および国外からの法人）を排除可能であるという同判決で示された認識を強調する。また、Gerard Carl Henderson, *The Position of Foreign Corporations in American Constitutional Law* (Cambridge, Mass., 1918), 42-49には、この事例についてのより詳細な議論がある。その創設を認許された州とはまた別の州において法人が有する諸権利は、その大半が20世紀の諸判決によって確立されたように思われる。
- 83) Handlin and Handlin, *Commonwealth*, 157-160. また、Gunn, *Decline of Authority*, 107-108やHeath, *Constructive Liberalism*, 325 をも参照。
- 84) Newmyer, "Justice Joseph Story's Doctrine of 'Public and Private Corporations' and the Rise of the American Business Corporation," *DuPaul Law Review*, XXV (1976), 825-841, esp. 832-835.
- 85) Angell and Armes, *Treatise on the Law of Private Corporations Aggregate*, 10th ed., "Revised, Corrected, and Enlarged, by John Lathrop" (Boston, 1875; orig. pub. 1832), 7 (introduction, paragraph 13).
- 86) Abrams, *Conservatism in a Progressive Era: Massachusetts Politics, 1900-1912* (Cambridge, Mass., 1964)
- 87) Horwitz, *Transformation of American Law*,

- 1870-1960, 83-85 [前掲邦訳103-106頁]. 法人に関する後年の現代的理解の出現を立証する一般的考察については, 同書65-107頁 [前掲邦訳80-134頁] を参照。Larcom, *Delaware Corporation*, chap.1. 1902年法人法に関するマサチューセッツ州委員会からの引用は同書の10頁から。Abrams, *Conservatism in a Progressive Era*, 10, 14-15, 77-79; Berle and Means, *The Modern Corporation*, v, 353, 356.
- 88) Wood, *The Radicalism of the American Revolution* (New York, 1992), passim.
- 89) "Corporations," in Lieber, *Encyclopaedia Americana*, III, 547. 1702年のイギリスでの判決は, Williston, "Law of Business Corporations," 110を参照。
- 90) 1784年3月23日付けのシンシナティ会に関するマサチューセッツ州議会委員会の調査報告書は, (Boston) *Independent Chronicle*, Mar. 25, 1784にある。A *Circular Letter Addressed to the State Societies of the Cincinnati, by the General Meeting Convened at Philadelphia, May 3 1784* (Philadelphia, 1784), 3.
- 91) Mauro Calise, "The Corporate Sea-Change: How Modern American Corporations Succeeded Where Ancient European Corporations Failed," unpublished paper presented at a conference on "Private Governments, Public Choices" at Trent, Italy, June 10-12, 1992. アメリカ文化における法人の中心的重大性を同様に強調するまた別の研究としては, Peter Dobkin Hall, *The Organization of American Culture, 1700-1900: Private Institutions, Elites, and the Origins of American Nationality* (New York, 1982) を参照。
- 92) Paine, "Rights of Man, Part Second" (1792), in Foner, ed., *Complete Writings of Paine*, I, 354. "Revolution" in Webster, *An American Dictionary of the English Language*, II (New York, 1828).
- 93) Angell and Ames, *Treatise on the Law of Private Corporations*, vii (in both 1832 and 1875 eds.)